

平成29年第4回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成29年6月5日 (月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成29年6月6日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (12名)

|           |                |
|-----------|----------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君       |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君      |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君      |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君       |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君       |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |        |
|---------|--------|
| 町 長     | 吉田隆行君  |
| 副 町 長   | 山中裕之君  |
| 教 育 長   | 太田耕樹君  |
| 技 監     | 福代智之君  |
| 総 務 部 長 | 新木之博君  |
| 民 生 部 長 | 中村政愛君  |
| 教 育 次 長 | 河本和彦君  |
| 総 務 課 長 | 藤本大一郎君 |
| 企画財政課長  | 車地孝幸君  |
| 税務住民課長  | 大畠英司君  |
| 民 生 課 長 | 高橋蔦江君  |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 産業建設課長     | 西 谷 伸 弘 君 |
| 都市計画課長     | 中 村 輝 彦 君 |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 係 長 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

|      |       |                                        |
|------|-------|----------------------------------------|
| 日程第1 |       | 「一般質問」                                 |
| 日程第2 | 発議第1号 | 「総合計画調査特別委員会の設置について」                   |
| 日程第3 | 発議第2号 | 「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書について」 |

追加日程

|      |                |
|------|----------------|
| 日程第1 | 「閉会中の継続調査について」 |
|------|----------------|

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立ください。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。きょうから2日目、一般質問

を行います。いつものことですがけれども、要点を絞って質問者も答弁者も大きな声で、傍聴席のほうへしっかりと聞こえるように、ひとつよろしく願いいたします。

傍聴席の皆さん、ようこそおいでいただきました。ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、9名から9問の質問事項が通告されています。それでは、順次発言を許します。

また、再質問は5問までといたします。

5番主枝幸子議員から「災害時の備蓄体制の強化について」質問願います。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 「災害時の備蓄体制の強化について」お伺いします。

我が国は世界の0.25%という国土面積に比較して、地震の発生回数や活火山数の割合は極めて高いものとなっています。

また、地理的、気象的諸条件から、地震や津波に加え、台風、豪雨等の自然災害が発生しやすい国土となっています。

こうした状況を踏まえ、大規模災害時には物流流通機能が停止し、区域外からの支援が行き届かないことが想定されます。

町においても、民間事業者などからの調達を中心とした物資の供給体制を整えつつありますが、さらなる自助、共助、公助による町民、企業、行政が一体となった備蓄体制の構築を図る必要があると思います。今後、どのように整備を進めていくのかお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害時の備蓄体制の強化について」の件についてお答えをいたします。

本町では、災害に強く、安全で安心なまちづくりを実現するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区の海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策に取り組み、平成26年度には、災害時における備蓄倉庫を備えた拠点避難場所としてSunstar Hallを開設いたしました。

一方、近年発生した大規模な災害では、被災地外からの支援物資の円滑な受け入れ、

供給体制の整備の必要性や災害時の物流体制に関する課題も明らかとなっており、被災した方々の安全・安心を守るためには、町民、企業、行政が互いに連携をし、協力することが必要であると考えております。

御質問の、さらなる自助、共助、公助による町民、企業、行政が一体となった備蓄体制の構築を図る必要があります、今後、どのように整備を進めていくのかでございますが、本町は、平成25年度に自助、共助、公助の連携を基本姿勢とした坂町備蓄計画を策定をいたしております。

計画では、南海トラフ巨大地震による避難者数を想定をし、約2,000人分の食料と生活必需品を平成26年からの5年間で順次備蓄しているところでございます。

これは、災害発生から3日間は平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になることが予想されるため、この間の物資を確保する必要があることから行うものでございます。

さらには、自助、共助の考え方にに基づき、町民による日頃からの家庭内備蓄の重要性を避難訓練や地域の自主防災組織を通じて啓発することや、町が企業、団体と協定の締結を行い、災害時に物資等の調達を行うなど備蓄体制の強化を行っており、物資の供給については、坂地区、横浜地区では、株式会社フジ及びダイキ株式会社と協定の締結を行い、小屋浦地区ではホームプラザナフコと協定の締結に向け準備を進めているところでございます。

現在、民間企業との流通備蓄及び救援物資を調達するための協定を含む防災関係の協定件数は26件となっており、今後も、必要に応じて民間企業等との支援協定を検討していきたいと考えております。

引き続き、備蓄計画に基づき、食料、生活必需品の備蓄を計画的に進めるなど、これからも町民の安全・安心対策の充実のため努力してまいり所存でございます。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 昨年6月に避難勧告が発令され、小屋浦ふれあいセンターに避難された方の声を聞いた中で、3階の避難場所にテレビもラジオもなく、災害情報の把握ができず不安だったという声があったんですが、テレビを各部屋につけていただきました。ありがとうございます。

では、質問に入ります。

小屋浦ふれあいセンターには福祉関係の備蓄はありましたが、水、食料等の備蓄がなかったということで、その対策はどうお考えになりますか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

現在、小屋浦地区におきましては水を備蓄しておりませんが、住民の方々には避難訓練の都度、家庭内備蓄や非常用持ち出し袋を常日頃から準備していただく啓発を行っております。避難時には少量の食料品などを携行するようお願いしております。

避難が長時間にわたることとなった場合には、備蓄倉庫にある飲料水を配送したいと考えております。

また、備蓄倉庫からの配送が困難になった場合に備え、企業との災害協定を締結しているところでございます。

御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 説明はよく分かりました。速やかに対処していただきたいと思えます。

次に、昨年の大雨で水尻地区が土砂災害があり、国道31号線が片側通行止めになりましたが、全面通行止めになった場合の備蓄の対応を心配していましたが、ナフコと協定を結ぶことを聞き、ありがたく思っています。

そこで、もっと安心するために、食料品を扱う安芸農協やポプラとの協定を結ぶお考えはないでしょうか。特に安芸農協は国道31号線を渡らないで済むので、その考えはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

現在、物資の支援協定を締結している企業は、フジ、ダイキ、また、これから協定を締結するナフコとなっております。比較的在庫が豊富で、大規模店において協定を締結しているところでございます。議員さん御要望の店舗として安芸農協小屋浦店、ポプラなどがございますが、災害時の支援物資が供給できるかどうかというのは、各店舗における取扱品目、在庫の状況や流通形態を調査していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 次に、備蓄倉庫には食料品などが賞味期限があると思いますが、賞味期限のチェック体制と、賞味期限が近い食料品の対応はどのようにされているのでしょうか、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

賞味期限の確認等は環境防災課が購入データをパソコンで一元管理しており、期限が近づいたものにつきましては、入れかえを行っているところでございます。

また、備蓄倉庫の飲料水につきましては、ダイキさんと協定を結んでおりまして、消費期限が到来する1年前に買い取っていただいております。

また、入れかえた食料品につきましては、総合防災訓練のときなどに試食などとして住民の方々に提供していております。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 無駄にしないということがよく分かりました。

次に、テレビの報道などで、避難場所に行ったが、開設できてなかったというニュースもありましたが、坂町の避難場所の開設体制はどのようになっているのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

台風や長雨の時期には町が警戒態勢を敷き、気象庁から情報収集を積極的に行っているところでございます。住民の皆様方に避難勧告等を発生するような状況になるかというのを検討しております。

また、そのような状況に至る前であっても、必要に応じて、自宅で過ごすことが不安な方々のために、自主避難者用としてあらかじめ職員を配置し、避難所を開設する場合もでございます。その際には、防災行政無線などで避難所開設の周知をしていきたいと考えております。

今後も、住民の方々の安全を第一に考えた体制を常に行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 1番光岡美里議員から「相談支援事業への支援について」質問願います。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 「相談支援事業への支援について」の件をお伺いします。

身体や精神等に障害がある人や特定の疾患のある人が、地域で自立した日常生活や社会生活を続けていけるよう支援するサービスとして障害福祉サービスがあります。これは、入浴や排せつの介助、食事の準備、手続や外出の付き添い、一時的な施設への宿泊などがあり、地域で暮らし続けるために大変重要なサービスであると言えます。

この障害福祉サービスを利用するためには、原則として、指定特定相談支援事業者にてサービス等利用計画を相談支援専門員に作成してもらう必要があります、指定特定相談支援事業者は障害者等の地域生活を支えるための要となる資源と言えます。

一方で、サービス等利用計画の報酬単価が相談支援専門員の人件費を賄えないため、事業を廃止する業者も少なくなく、安定して計画を立てられない状況の当事者も出てきています。

そこで、町内の指定特定相談支援事業者への補助金など金銭的な支援の創設が必要と考えますが、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「相談支援事業への支援について」の件についてお答えをいたします。

平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により、障害者及び障害児が障害福祉サービス等を利用する場合、介護保険と同様に、一人一人に応じたサービス等利用計画の作成が必要となりました。

このサービス等利用計画は、市町から指定を受けた指定特定相談支援事業者において相談支援専門員が作成をするものであります。

現在、当町における障害福祉サービス等の受給者は82名、障害児通所支援受給者は28名の、合わせて110名でございます。うち介護保険制度との併給によるケアプラン対応2名、セルフプラン対応3名を除く105名が、町内外の指定特定相談支援事業者と契約をし、サービス等利用計画に基づき支援を受けておられます。

また、町内に所在する指定特定相談支援事業者は坂町社会福祉協議会の1カ所で、現在、7名の方のサービス等利用計画の作成を担っております。

議員御指摘の、町内の指定特定相談支援事業者への補助金など支援の創設等についてでございますが、本事業は国が定めた基準に基づき国・県からの補助金を受けて行っております。

このように、国の制度について町単独で補助金等を支出することについては、慎重に検討していく必要があると考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 町内の状況がよく分かりました。

そこで、先ほど、慎重に検討していく必要があるというふうにお答えいただきましたが、実際に補助金という形でサポートしている自治体もあるところですよ。

そこで、慎重に検討した結果、これはやはり必要だとなれば、今後、補助金など何らかの支援があるというふうに解釈してもよろしいのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 基本的には、福祉とかそういうサービスにつきましては、社会保障でございますけども、やはり国が統一した基準でサービスを提供できるような体制をつくっていただけることが大切なんだと思います。各自治体が競争をし合っても、結果としてはいいことにはならないと思うんです。いわゆるユニバーサルサービス、全国統一的なサービスをやはり国が構築をすべきだと私は思っております。あの自治体はこれだけ出す、この自治体ではこれだけしか出さんというようなことが、こういう社会保障、福祉にあってはならないという私は考えを持っております。

そういう観点から、国のほうへはそういう制度をしっかりと構築していただけるような要望なりを、また議会の皆さんと一緒にやっていければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 議会も一緒になって要望を出していきたいというところで、心強い答弁ありがとうございます。

では、次の質問です。

サービス等利用計画を作成している方々の人数は分かりました。では、広く相談支援事業の対象者となっている障害のある人等の人数はどのぐらいいるのか、目安を知るといって意味で各種障害者手帳をお持ちの方々の人数をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えいたします。

平成28年度の実績によりますと、身体障害者手帳をお持ちの方が730人、療育

手帳をお持ちの方が114名、精神障害者保健福祉手帳を持っていらっしゃる方が117人、合わせて961人となっております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） ありがとうございます。サービス等利用計画を作成している人数と比べると、相談支援事業そのものの対象となっている方の人数は961名ということで、さらに増えている状況が分かったと思いました。

また、それもより多くおられるのですが、手帳を取得していない障害がある方というもおられ、サービスの対象となっている方はさらにその家族の方もいらっしゃるというところがあるかと思います。

そこで、町内にはこの相談支援事業を担っている指定特定事業所が社会福祉協議会であると。それと、相談支援の窓口として市町村というところが指定されている状況がありますが、相談支援体制自体は、じゃあこれで今のところ万全だというふうを受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 先ほどの議員の御指摘の、相談支援者に対してこの相談支援事業を受けていらっしゃる方が少ないということをお指摘があったんですが、この少ない理由といたしましては、65歳以上の方は介護保険のほうで該当になって、サービスのほうを受けることになる関係から、相談支援事業を受けられる方の対象は約25%強、30%ぐらいではないかと思っております。その関係で、2分の1はサービスを受けられていると把握しておりますので、今の体制では十分と考えております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 町のほうでは十分だという回答をいただきました。ただ、半分の方は相談支援事業に結びついておられないというところもやはり見えていますので、町民ですとか当事者の側からすると、もしかしたら障害福祉サービスそのものを知らない方もいらっしゃるのではないかと考えます。

そこで、つながって掘り起こしてアウトリーチというところを考えると、まだ何か手だてがあるのではないかと考えますが、その点については、今後、いかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えします。

今、議員さんおっしゃるように、アウトリーチの重要性は重々承知しております。その中で、民生課といたしましては、幼少期からの状況というのが非常に重要だと思っておりますので、民生課の保育園・保育所、小学校、中学校ということで、三つが一体となって状況の確認をしております。

また、成人された方に関しましては、ひきこもり等があった場合は、保健師のほうで指導をしてまいりますし、相談を受けるようにしております。民生課の総合窓口としていろんな相談を受けながら、この相談支援事業につながる方に関しては御支援をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 子供のころから、あと成人した方のひきこもり支援というところで考えておられる状況がよく分かりました。さらなる議論をさせていただいて、相談支援事業者がさらに注目されていくことを期待しています。

では、次の質問です。

この事業は国が定めた基準に基づいて、国や県からの補助金も受けて行っているところで、国がまずはしっかりすべきだという答弁をいただきましたが、確かにそうなんです。ただ、御存じのとおり、県からも各市町においても、相談支援事業の充実を図るように努力する姿勢というものも求められているところだと思います。

そこで、今後、このさらなる充実というところで、今は社協一体制であると思うんですが、市町の努力というところで、具体的に今後どのような充実を図る方法を考えてらっしゃるかをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） まず、相談支援の事業をつくるためのサービス事業所になるためには、5日間の研修が必要となります。その5日間の研修を受ける推薦者が町となっておりますことから、よりたくさんの方がその支援事業ができる資格が取れるものを受けていただいて、その職務についていただくことが重要と考えております。その点の支援をしてまいりたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「町道浜田中洲線の道路状況を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「町道浜田中洲線の道路状況を聞く」の件で質問いたします。

この道路は坂駅前東側通りで、総頭川までの道路である。この道路は坂本郷地区では最も重要な道路で、自動車の交通量、また、歩行者の通行量においても最も多い道路の一つであり、今後も増加すると考える。だが、場所によっては何十年と整備していないのが現状で、歩行者の通勤・通学の安全性、車の離合の不便さが目立つ。行政はJR線利用の重要性をパルティ側に置いているのが現状と思えてならない。本郷地区の6地区の方々、また植田・横浜三部地区の一部においても、JR線の乗降は昔から東乗降口を利用している。しかし、行政としては何ら検討の余地がない。今後、行政の考えが聞きたい。

- 1、県道ができるまで放置するのか。
- 2、地区住民の要望がないからか。
- 3、総頭川恵美須橋の整備拡幅の考えは。
- 4、町道整備費用の問題か。
- 5、循環小型バスの運行計画はないのか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町道浜田中洲線の道路状況を聞く」の件についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、町道浜田中洲線は、国道31号から山側の既存市街地の坂地区及び横浜地区から通勤、通学等で坂駅を利用される方にとっての重要なアクセス道路となっております。

道路の両側には住宅が連立をしており、JR呉線と山に挟まれた狭隘な地域のため、拡幅には多くの住宅が地区外移転となり、事業化が困難なことから、現在に至っております。

御質問一点目の、県道ができるまで放置するのかについてでございますが、骨格となる県道坂小屋浦線及び県道へのアクセス道路を整備し、既存市街地から国道31号への速達性が向上されれば、町道浜田中洲線の交通量も軽減されと考えており、県道整備を最優先とし、その結果を踏まえ検討したいと考えております。

御質問二点目、三点目及び四点目の、地区住民からの要望がないからか、総頭川恵美須橋の整備拡幅の考えは、町道整備費用の問題かについてでございますが、坂地区の住民福祉協議会等から提案された坂地区まちづくり方針は、地区住民の総意として

提出されたものと考えております。

町道浜田中洲線は、この方針で強化路線と位置づけられていることから、本年度の都市防災総合推進事業で、恵美須橋拡幅のための調査設計を実施することといたしております。

また、第3期の都市再生整備計画事業では、歩行者の安全確保のため道路路側帯グリーンベルト整備を計画をいたしており、これらの事業費は交付金事業を活用し、財源を確保しつつ計画的に事業を進めているところでございます。

なお、恵美須橋から横浜踏切までの全線拡幅など多くの住宅移転補償と用地購入が伴う事業や区画整理などの市街地整備事業は膨大な時間と費用が必要となり、国の財源も厳しく、新たな財源確保も視野に検討する必要があると考えております。

御質問五点目の、循環小型バスの運行計画はないのかについてでございますが、財政負担の軽減と将来的な循環バスの継続運行につなげるため、平成27年度に坂町地域公共交通網形成計画を策定した際に実施した循環バス乗降調査では、坂地区の利用者は平成ヶ浜地区及び北新地地区へのアクセスとして循環バスを利用される方が大半であるという結果でございました。

この結果を踏まえ、本年4月から行っている坂町循環バス試行運行における坂・北新地線の運行経路につきましては、このような利用者ニーズに応じて設定をいたしたところでございます。

現状において、町道浜田中洲線を坂町循環バス坂・北新地線の経路として坂駅南口を経由することは、時間的リスクも大きな課題となり、循環バスの運行は困難であると考えております。

いずれにいたしましても、坂地区の発展のためには骨格となる県道の整備促進が不可欠でありますことから、広島県とともに用地交渉を進めており、町道につきましても、都市防災総合推進事業や第3期の都市再生整備計画事業の実施計画に基づき、道路行政の推進に引き続き取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 確かに町長が言われるように、県道ができれば交通量が減るでしょう。しかし、私の言いたいのは、この道路は坂町に要る道路であって、それと今、拡幅までは言いません。でも、私が言っとるように何十年もしてないということは、

今、3年ぐらい前ですかね、豊田医院まで、これにあの道路の側溝のふたが、グレーチングでそのとおり、あまりにも目が粗いから、つえを突っ込んで、パンプスを折って、つえを突っ込んで年寄りがかげがしたいいうんで、おたくへ言ったら、豊田までしてもらった。だけど、それから先は全然してないんですよ。そうでしょ。まだ有豊薬局の前なんか8メートルほどは溝のままです、深さが1メートルの。これは、私が中学校のころからですから、もう何十年動いてない。

それから今度は、もうちょっと向こうへ行くと、今度の県道用地のところは12メートル、それより20メートルあるんだけど、あとの8メートルは道路として下へ道路になってます、グラウンドゴルフするように。でもあの12メートル、これも溝なんですよ。

それで、坂の、今、浜宮地区、森条地区とか通る人の数は、10人通れば8人が線路側を通るんです。そっちに依然としてそういう状況がある。僕は広げえとは言いません。だけど、そういう安全性をとってもらえば、何とか、今からそれも県道がすぐできるなら一つも言いませんよ。県道もつかんのに、それと、今現在からやり出しても、言うたらそうでしょ、まだ1-1工区なんか62%しかいってないんだから、そうなれば坂の表玄関であるこの道路をきれいにする。

それともう一つ言っておきます。

Sunstar Hallへいろんなところから文化祭できます。この方が通路を通るんですよ。バスで送らんから、みんな荷物を持って通ります。一回目は私も知らなかったけど、一回目のときに聞いたんで、二回目は見に行ったら、でも町外の方は右側を通るんですよ。ですけど、右側の側溝は全部グレーチングは昔のまま。それから5センチぐらいの穴が全部あいとる。確かに最近のスニーカーが多いからいいんじゃないけど、その辺を町が考えてくれんか、聞かせてください。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時36分）

（再開 午前10時37分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員さん御質問の、今の浜田中洲線の中で側溝等の有効利用という話だと思います。

これにつきましては、側溝自体民地のほうにかかっている部分もございます。こういった部分、民地の協力も必要となることから、今現在、溝という形になつとる部分、また再調査をしつつ検討したいと考えますし、また、グレーチングにつきまして、既存の古いグレーチングがかかるとる部分、具体的な場所を言われる中で、町が占用許可という形で出している部分だと思います。これらにつきましては、原則的には個人が管理しておられる部分でございます。ただ、そういった部分での町道との使い分けの利用、これらにつきましても、現地を確認して検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） それから、次の総頭橋の拡幅、これは、今、町長が言っとったけど、今度は拡幅するそうですね。

私がこれをまず言いたいのは、この拡幅工事は遅れる、遅れんじゃないんですよ。あそこには百二、三十人通るあの横断歩道、要するに学童の通行になつとるんです。ですが、いまだにあの橋のたもとに、皆さん、行政の方は知つとるはずですよ。あの橋を渡った、おかの側に小さな小さな通学路、そうでしょ。それからこっち側のあのいっぱい通る道路には、何ひとつ、電柱の上に児童横断いう小さな緑色のが2個ほどついてる。それは上を見にやわからない。そうじゃなくて、私がこの拡幅はこの問題にするんでなくて、あそこへ児童が通るような、ここは横断歩道がありますよと大きな看板を四つほどつけるぐらいの、そうすれば、要するに、今日、聞いとることとは、この道路の状況を聞きよるんですから、それぐらいはつける、そうすれば、橋を広げるのもいいかも分からんけど、広げながら、そういうこの坂町で一番大事な道路を整備できんかいうんですよ。その辺を聞かせてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時40分）

（再開 午前10時40分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 河本教育次長。

○教育次長（河本和彦君） お答えいたします。

子供について、小学校はあのおかの前のほうは通らない。直接、みどり門ですかね、あっちのほうに流れていくと。

ただ、中学生は、当然、そこを安全確認しながらやりますが、学校とPTAと一緒に通学路の安全点検等は、毎年、実施しております。

それと産業建設課と合同で、実際に歩いて回って、危ないというところは見えております。毎年、確認はさせていただいております。それで、時々、別の迂回路にしたりとか、安全性を考えてという検討は、毎年、学校のほうとしてはさせていただいております。

極力、交通量の多いところは通らないほうがいいんですが、どうしても形態上、通らなければいけないというところで、当然、通学路と指定しているところについては、渡るときに子供のほうも安全確認しながら通りなさいという指導もあわせて、教育委員会としても学校と一緒に指導をしているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 確かに、今、言われるんですが、あの道路、あの平成ヶ浜の方々は、何があるかいうたら、31号線を渡らにゃいけん。線路を渡らにゃいけん。もう一つこっち来たら、今の中洲線を渡らにゃいけん。あそこの128人の児童というのは大変なんです。その辺をよう心に置いてください。

それから、循環小型バスを通さん、町長、やっぱり通さんいうんじゃけど、何か道路が狭いいうんですが、この道路は差はないんですよ。あまり狭いことはないんです。まず、全部はかってみて、一番狭いところいうたら、今のすずらんのところ、これが3.5メートル、それから坂ラジオの前が3.1メートル、あそこが一番。でもよその家庭の方が駐車場にしたりしとるから、実際は離合もできるんです。だからそう無理をせずに、でもロータリーも造ってある。

それからこっちへ来ると、坂駅から、だから総頭川までは、ただ岡田のところは3.7メートル、槇尾建材のところは電柱があるから3.9メートル、あとは全部4メートルか5メートルあるんです。それは恵美須橋が4メートルあるように。だからそういう道路が狭いからじゃなくて、それからバスが、私が何遍もはかってみて、恵美須橋から駅のロータリーを回っていくのに、通常だったら1分30秒です。何ぼつかえ

とっても、1分30秒あったら返ってくる。その辺も一遍考えてもらう。これは試行運行してるんですから、今度、変えるかもわかるかもわかりません。だけど、そのためにも、今、言うように、それから町長がさっき言ってくれたように、あっこへベルトをつけるか安全帯をつける。それにしても、やっぱり、再度、今の側溝からの旧の坂町の中で一級の道路は本気で、だから費用が足らんのか言うじゃないですか、足らんのじゃなくて、どこかを削ってでも、先にあっこの両サイドの側溝、グレーチングまでやっていくのが筋じゃないか思うんですが。そのためには、やっぱりバスが通るか通らんか、もう一遍だけ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

先ほど町長のほうから答弁ございましたように、この循環バスの試行に関しまして住民の方からアンケート調査をしました結果、坂地区の方の目的地としましては、平成ヶ浜地区と北新地地区が大半でございます。7割強を占めております。そういったアンケート調査の結果を踏まえて、議員がおっしゃる坂駅南側の浜田中洲線を経由せず、国道を横断して平成ヶ浜を回って国道に出てくるという経路で、駅を利用される方については、平成ヶ浜側の坂駅バス停を御利用することも可能でございます。駅を利用される方の循環バスの運行ルートとして、駅利用者に対しても、坂駅の南側のほうを経由することなく循環バスを利用して、坂駅にアクセスすることは可能でございますので、ただ、道路が狭いというふうな理由だけではなく、利用者のニーズにお答えをしているものということで、現在の試行運転をしているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 今、町長、もう通さんいうたけど、これ、本郷の人の住民のアンケートなり何かとったか。それだけじゃいけません。とったか。それだけのメンバーの中でアンケートが何枚来たか、それとも検討委員会から出た話か、その辺だけ聞かせてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時47分）

（再開 午前10時47分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。



~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

議員おっしゃるアンケート調査の細かい数値については、今、把握をしておりますが、先ほども町長の答弁ございましたように、平成27年度に坂町地域公共交通網形成計画策定時に、町民の方を対象にアンケート調査をさせていただいております結果ということで御理解いただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 6番奥村富士雄議員から「むらさき麦（もち麦）の栽培普及をしては」について質問願います。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「むらさき麦（もち麦）の栽培普及をしては」の件について御質問します。

6月は麦秋、むらさき麦の収穫シーズンです。町内では、年々、栽培者が増えてきております。

坂中学校1年生は、総合学習で坂町でむらさき麦を復活させる取り組みを行い、栽培と商品開発、試験販売を行うとともに、栽培の普及と、各学校でも広めたらと提案しております。

また、愛知県岡崎市の取り組みでは、平成6年に、まちおこしの一環としてむらさき麦を復活。むらさき麦まつりの開催やオーナー制度の導入、約30種の商品化など、むらさき麦でのまちおこしを紹介しております。

坂町では20年前から特産品の芸州坂うどん、ようよう饅頭に利用され、最近ではもち麦焼きドーナツに人気があります。

むらさき麦は食物繊維が白米の25倍、ダイエット効果などがあり、もち麦ダイエットとしてテレビや本で紹介され、注目されております。

坂町では本格的な農業生産は困難かと思いますが、耕作放棄地や空き地などを活用し、子供たちや高齢者の農業体験として町全体への普及を行ってはいかがでしょうか。そして、特産品づくりをあわせて行っては。今がチャンスです。町としてはむらさき麦栽培の講習会や栽培グループの育成などの動機づけ、むらさき麦を使った特産品開発や料理の研究・コンテストを行ってはどうでしょうか。町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「むらさき麦（もち麦）を栽培普及をしては」の件についてお答えをいたします。

平成27年9月議会において、議員から、坂町特産品づくりを推進していくために、むらさき麦栽培の講習会や栽培グループの育成を行ってはの御提案に、本町といたしましては、むらさき麦作りが普及していない状況のもと、栽培農家に相応の対価が支払われる見込みのないまま、やみくもにむらさき麦栽培の講習会や栽培グループの育成を行うことには無理があるため、坂町産のむらさき麦の安定的確保が必要として、上条の展示圃場でのむらさき麦の植えつけ、刈り取りなど、広報紙によるお知らせや耕作者への声かけなど、周知を行うと答弁をいたしました。

こうしたことから、平成28年度に取り組みを行い、町が把握している収穫実績は、平成28年度に57キログラム程度、前年度比較で10キログラム増加、耕作者も5人で、1名増と確認をいたしておりますが、まだ自家消費程度しか収穫できていない状況でございます。

引き続き、広報紙やホームページでのお知らせにより、意欲のある耕作者へ声かけなど周知してまいります。

御質問一点目の、耕作放棄地や空き地を利用した農業体験の場として普及してはでございますが、むらさき麦栽培に限らず、農地の貸し借りに伴う事務手続が必要となりますので、事前に御相談をしていただきたいと考えております。

また、昨年からJ A安芸主催、坂町後援によります坂町野菜づくり勉強会を開催をいたしております。坂町の農業を支える有意義な講座であることから、普及については意欲のある耕作者と情報を共有し、J A安芸農業業同組合の営農指導員ともむらさき麦作りが取り入れられるか相談をし、講習会など検討したいと考えております。

御質問二点目の、講習会や栽培グループの育成、むらさき麦を使った特産品開発や料理研究・コンテストの開催についてでございますが、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、特産品を平成31年度までに一品開発することといたしております。

また、総合戦略では、ベイサイドビーチ坂への物販施設を整備することといたしており、空き家の利活用なども含めて町内の産物を加工し、加工したものを販売できる仕組みを構築し、こうした物販を通して坂町の特産品が定着することを考えておりま

す。

むらさき麦に限らず、町内の個人やグループ等からの特産品の機運が盛り上がるように、加工場の整備とあわせてレシピ等の募集を広報等で行う検討もいたしております。

本来、特産品は民間で作るべきものですが、町が特産品の動機づけとして加工場を整備し、特産品開発における官民の役割分担を含めた方向性、あり方を整理したいと考えております。

本町といたしましては、できる範囲内でそれぞれの役割を果たしながら、農地の有効利用及び特産品の開発とともに、本町の活性化や商業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 以前、2年前に質問したときの状況と少し最近の状況が変わってきたので、また質問したわけでごさいます、今は非常にこのもち麦ダイエットというのが効果があるということで、ちまたでは随分広まってきているということ、生産というんですか、そういうのが広がってきておるといような状況がございます。

坂町はウォーキングの町で健康づくりということなんで、このむらさき麦を使ったダイエットというのもあわせて推進していったらどうかなという中で、坂中学校の1年生が、今から3年ぐらいになるんですかね、むらさき麦を栽培して特産品を作ろうということで、文化祭で発表したり、あるいは水産祭りで商品をつくって販売したりしよるわけです。

その中で、さっき紹介しました愛知県岡崎市がむらさき麦というものを使ってまちづくりをやつとると。ホームページを見ますと、むらさき麦を使つとるのは、この岡崎と坂町しかないんですね。あとはもち麦なんです。

そういう意味で、私がなぜというのが、岡崎が平成6年に取り組み復活し始めた。ちょうど坂町でむらさき麦を取り組んでいこうというのが平成6年、商工会が取り組んでいったわけなんです。それから二十何年余りの間に、坂町の取り組み状況と岡崎の取り組み状況によって随分差が出てきたなという感じがするわけです。

そういう中で、中学校がやって、あそこはむらさき麦を植えて、収穫して、商品開

発というのをやっとするんで、できたらこれは教育委員会の関係になるんですが、中学校だけでなしに、小学校とか保育園、保育園は民生になりますけども、岡崎でも保育所の子供らに種まきをしたり、収穫の手伝いをさせたりというようなことをやって盛り上げるとりというようなことをごさいますて、そこら辺を、せつかく中学校が一生懸命やりよるのに、もう少し応援してやる必要があるんじゃないかなというふうな気がしとるんですけども、そこら辺はどうでしょうか。教育委員会としての。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） お答えします。

特産品を教材にした学びの先には、やはり坂町を知るとか、あるいはふるさとを知る、それが郷土愛であるとか、後にはグローバルな世界に子供たちが旅立ったときに、坂町が語れるというような幅広い視点での教育ということで、我々も学習のほうを取り組んでいるところでございます。

議員さん言われるように、非常に坂町の特産品ということでございます。このあたりをそれぞれの学校にも周知しながら、今現在、社会科の教材で私たちの坂町という副読本というものを作成しております。このたび、その副読本の改訂時期を迎えておりますので、その中にもこのむらさき麦等を取り入れながら、幅広く子供たちの興味、関心を引き、押しつけではなく、子供たちが興味、関心を持って、主体的に坂町のことを学ぶというふうな子供たちをこれからも育ててまいりたいと思います。

教育委員会としても、幅広い歴史であるとか、文化、芸能も含めて学習の充実が図れるよう、各学校のほうを引き続き指導してまいりたいと思いますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） このむらさき麦の耕作者というのが、ここへ5人というふうにしるいとるんですけど、現在は多分10人ぐらいいらっしゃるはずなんです。西地区だけでも5人いらっしゃいますので、あとほかに入れてもう10人ぐらいということて、今年冬も植えてみようかなというふうな人が増えてきよるんで、できたらやっぱりせつかく今まで取り組んできた中で、ほかの材料を求めるんじゃないくて、やっぱりむらさき麦を少し取り組んでもらって、生産量をふやしていくということは必要じゃないかなと。自家消費程度しか収穫できないというのは、確かにそうなんです。難しいし、それから採算性の問題いうと、これを商売にしようと思うとなかなか難しいんじ

やけども、趣味程度とか、生きがい程度とかいうような形で広がって行って、生産量がふえる。全部が坂町の特産品の材料にはならんけども、やっぱり一部がなって、坂町の特産品としてというようなことを考えていったら、このグループを作っていくと。このグループの作り方も、生涯学習では動機づけをやって、自主グループを作るといような一つの方法があるわけですよ。そういうことからすれば、まずむらさき麦の、JAが、今、やりよる野菜作り云々というのがあるんですけども、それはむらさき麦のグループを募集して、作って、勉強会をして、それで今度はそういう自主グループを作っていく。その中で栽培する方法と、例えば特産品作りとか料理を研究するグループとか分けていけばおもしろいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員さん言われるように、グループ作りということでございます。これにつきましては、28年にお答えしたように、まずは上条の圃場を利用しながら、皆さんに声かけして、そこに集まっていただく。そこからがグループ作りというようなことを考えております。

また、これも引き続き、上条の圃場でのそういったむらさき麦作りを皆さんに広く周知していき、また、先ほど議員言われました、町が、今、把握している5人以外にも増えているということでございます。この方らとのまた情報をいただきながら、皆様に周知をし、そういったグループ作りに向けた形に関与できればというふうに考えておりますので、そういった情報をまた担当のほう、私のほうに教えていただきながら、そういったものの活動を続けていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 私がちょっと心配しとるのは、上条の圃場がだんだんだんだん狭うなりよるんよね。多分、以前に比べたら半分以下になつとると思うんです。役場の担当者が替わったりとか、地主の都合もあるんだろうとは思いますが、そういう中で先細りになったときに、先細りがあるにもかかわらず、今、栽培者がふえてきておるといような実態があるわけですし、あそこの圃場を見て、ほいじゃあやろうかという気になるかどうかというのが一つあるんです。ほいじゃけん、もうちょっとそういう面を考えていただきたいということがあるわけです。

ほいじゃけん、そうした中で、私、最後に特産品の機運が盛り上がるように加工場

の整備というものを町が整備して、募集を行うとかいうような話が、検討するというようなことが出とりまして、これは非常にありがたいことじゃないかと思うわけです。

ただ、さっき申しましたように、そういう機運を作っていくと。機運を作っていくというのは、役場がもう少し積極的にやっついていかんと、ただ上条の圃場がどうかこうとかいうだけでなしに、ほいじゃあもち麦の栽培グループをとにかく作っついていこう、それは産業建設だけではできん言や、生涯学習と協力して、そういう自主グループを育てるために作っついていこうじゃないかというようなことも必要じゃないかというような気がするんですけども、そこらはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 自主グループ、議員言われるように生涯学習とも連携しながら、そういったメンバーの方が集まってという形はあろうかと思います。決してそれをしないというわけじゃなく、今後もそういった活動ができるように、情報収集しながら、またそういった方の集まりに積極的に情報共有をしていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 今のまち・ひと・しごと総合戦略で、31年度までに特産品を作ろうという中で、私はやっぱりせっかく20年もむらさき麦で特産品作りいうのを取り組んできとるわけですから、ぜひこのむらさき麦を使った、レシピや何かも、ほいじゃけんむらさき麦を使ったレシピを募集するというような形でぜひやってほしいと思うわけですが、31年度末言や、あと2年しかないんですよ。ほいじゃけん、そういう面で具体的な取り組みというものをやっついていかないと間に合わないと思うんです。そこら辺の取り組み、今のむらさき麦を生産して、それを特産品化していくという中で、今のレシピの募集とかなんかも早くやっついていかないと特産品作りにならんし、ベイサイドに常設ができて、商品が並ぶことがないと思うんです。そういう面でいうことで、今のスケジューリングといいますか、そこら辺を、重々、早く取り組んでいただきたいというふうに思っております。

今、むらさき麦の収穫時期ですから、今度、植えつけまでいうたら、12月までありますんで、その間にもう一遍、むらさき麦の取り組みというものを検討していただいて、さらにむらさき麦を普及していくためにどういうふうにしたらええかいうのを考えていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 決してむらさき麦作りをやめるというわけではなく、ただ、議員もよく御承知のとおり、20年取り組んできた結果がまだ出てないという部分でございます。そうはいいながら、地方創生の中で31年を目標に掲げている部分がございますので、これらスケジュールが確かに31年まででいきますと限られてくるわけですが、そういった取り組みは引き続きやりつつ、目標を達成するためにまた活動は具体的にしていきたいと考えておりますが、先ほど町長の答弁にありましたように、空き家を利用したそういった特産品の開発につなげていきたい。当然、それはむらさき麦に限らずということでございます。ただ、こういった空き家の利用につきましても、今現在ある空き家の中で、そういう候補地を探す、また、空き家の所有者の意向を確認しつつ、利用できるものを探していくというのを、今現在、やっております。

ただ、レシピ等を集めるのはみやすいんですが、それをやはり実現していくための場所というのも考えていかなければいけないと思いますし、できることを、答弁の中にありますように、役割分担をしつつということでございます。町のほうでできることであれば、そういったものに取り組んでいくというのを、またよく検討して、御相談しつつ進めていきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 4番中川ゆかり議員から「狭隘な道路における緊急時・災害時の対応について」質問願います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「狭隘な道路における緊急時・災害時の対応について」の件についてお伺いします。

近年、坂町では大きな林野火災や建物火災等がなく、安全・安心に暮らせていることは幸せなことだと思います。これも消防関係者の防火活動や火災予防に対する町民の意識の高さではないでしょうか。

しかしながら、先月、ニュースを賑わせた宮城県栗原市の林野火災から民家へと延焼していくさまを映像で見ながら、当時、強風や乾燥が被害を拡大させたのは言うまでもありませんが、民家に飛び火しながらも、消火活動がおぼつかない道路事情に、現場で活動に当たっている人たちはもちろんのことですが、映像を見ていた多くの人が歯痒い思いをしたのではないのでしょうか。

坂町でも緊急車両の入らない地域の町道や生活道が多々あります。そのことを踏まえた緊急時、災害時の対応や検討等はされていますか。

また、今後、狭隘な道路を拡幅する整備計画等はあるのでしょうか。町当局のお考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「狭隘な道路における緊急時・災害時の対応について」の件についてお答えをいたします。

先月8日に宮城県栗原市で発生した林野火災では、広範囲にわたる大規模火災となり、周辺の117世帯に避難指示が発令されるなど、大変な被害が発生をいたしました。心からお見舞い申し上げ、被災地の一日も早い復旧と復興を願うものでございます。

災害はいつどこで発生するかわかりません。日ごろの備えが重要であることは言うまでもございません。

御質問一点目の、緊急車両の入らない地域での緊急・災害対応は検討されていますかについてでございますが、町内の緊急車両の入らない場所で消防局が救急搬送を行う場合には、要請のあったお宅までストレッチャーを使用し、必要に応じて人員を増員し、対応いたしております。

また、火災の場合には、坂町の地域性を考慮した軽自動車の消防ポンプ車両を安芸消防署坂出張所に配備をいたしております。

昨年度には、町内の狭隘な道路において、消防ポンプ車両の侵入経路の調査確認を坂町消防団と協力をし、行ったところでございます。

坂町消防団におきましても、小型ポンプを積載した消防車両の配備や消火栓を使用した初期消火活動の訓練を毎年地域の方々で行うなど、狭隘な場所でも消火活動ができる体制を整備いたしております。

御質問二点目の、今後、狭隘な道路を拡幅する整備計画はあるのでしょうかについてでございますが、坂地区まちづくり方針などは住民福祉協議会とも連携して計画を検討し、緊急性が高く、地元の合意が得られた箇所から離合箇所等の整備に取り組んでいるところでございます。

坂地区以外につきましては、行政だけで拡幅計画等を決定することは困難であることから、地区住民福祉協議会及び地域のまちづくり推進協議会等と協議をし、連携し

て整備計画を作成する必要があるございます。

また、整備に係る予算を確保していくことも必要となるので、都市防災総合推進事業や都市再生整備計画事業などの補助メニューの適用などを含め、国や県とも調整を図ることが必要であります。国の財政も厳しい中、予算配分が見込まれない場合など、財源確保のため新たな財源も視野に検討する必要もございます。

生活道路の整備は、均衡ある地域の発展、世代間の循環が可能な地域の構築、通行上の安全・安心の確保、防災機能の向上、良好な住環境の創出、民生の安定等々、さまざまな効果があり、地元住民福祉協議会をはじめ、関係者の御協力のもと鋭意努力してまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 昨年度、消防ポンプ車両の進入経路の調査確認を行ったということ、答弁にありましたが、狭隘な道路に対する調査を図面に起こすとかの体制計画というのは立てられておられますか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

昨年、広島市消防局と町の消防団が調査、確認を行って、狭隘な道路の地図の作成に役立てるということは承知しております。消防局のほうが地図情報は準備、整備しているというふうにも伺っております。

また、その地図情報なんですけれども、町の消防団のほうと共有することも可能ということも伺っております。今後も火災時の資料として活用できるかどうかというのを調査しながら検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） その調査の結果が出たら、またお知らせをお願いします。

次に、答弁において消火活動というのをお聞きしましたが、小型ポンプとか消火車両、消火栓を使用した初期消火活動、何かそれ以外の消火活動についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

毎年、消防団と地域の住民の方々が消火栓を使用した初期消火の活動のための放水

訓練を行っておるところは先ほどお答えしたとおりなんですけれども、そのほかに狭隘な道路での初期消火に対応するものではございませんが、初期消火の重要性が認識されていますことから、3年に一度、町のほうが行っております総合防災訓練におきまして、住民の方々にバケツリレーのほうを実際に行っていただいたり、消火器の使用の訓練を行っておるところでございます。消火活動も大事なんですけれども、やはり火災予防のほうの重要性も、今後、啓発していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 啓発のほうもよろしく願いいたします。

空気が乾燥しているときや風が強いときなど、注意を呼びかける、または警告する意味も含めて町内放送で知らせることはできないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

最近はそういった放送のほうはしたような記憶がないんですけれども、実際のところ、空気が乾燥した状態におきまして、一定程度の風、風速12メートル以上の風が1時間以上吹く、さらに湿度のほうがかなり低くなるという場合におきましては、広島市消防局のほうから火災警報が発令されます。その発令後、消防局のほうからうちのほうに連絡がありまして、防災行政無線により、屋外でのたき火の禁止などのお知らせをすることとなっております。

また、今後も広島市消防局のほうと連携をとりながら、火災予防活動を行っていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 狭隘な道路整備に係る予算確保のことですが、答弁では、都市防災総合推進事業や都市再生整備計画事業などの補助メニューの適用を含め、国や県と調整を図る必要があるが、国の財政も厳しいので、予算配分が見込まれない場合は、新たな財源も視野に検討する必要があるとありましたが、その新たな財源とはどのような財源を言うんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 毎年の施政方針の中にも若干述べておりますけれども、今、いわゆる都市計画税を、どうしても国の財源は大変厳しゅうございます。昨日も補正予算

の質問の中でございましたけれども、当初予算が大体よくついても4割とかいうような感じになっておるんですね、今。補正を国が組んだ折には、それに基づいて何とか国とか県のほうへ働きかけをして、何とか所定の予算額を確保して、今、道路整備等も行っておるというのが現状でありまして、それでもなかなか自治体によっては十分な財源がつかないというようなケースもあるわけで、現状はそうなるとるわけでありませう。

以前の議会でも申しましたけれども、通常のこれまでのいわゆる道路特定財源がある時代に比べると、道路というハード等々の、港湾も含め、防災も含め、砂防も含め、大体50%弱の予算しか、国自体が予算を組めないという現状があるわけでありませう。

そういう中で、議会と町民と行政が一体となって、これをどうしても進めていかなければいけないということになれば、これはどうしても今の状態ではできにくいわけで、幾ら財政調整基金があっても、3年か5年したら、すぐ崩れてしまうと思うんです。やはり永久的にこの事業を進めていくためには、20年、30年のスパンで考えていかなければ実現できんと思うんです。そのためには、やはり全町民の総意のもとにそういう負担をしていただいて進めていくということにならざるを得んと思うんです。

特に県内でも、広島市もそうでございますし、呉もそう、近郊では。府中町も0.2%か何かで都市計画税を導入しております。海岸沿いの市はほとんど導入しておるわけでございますけれども、そういう中で、各自治体やりくりをしておるといのが実情なんです。だから、どうしてもそういうことで機運が高まった折には、やはり先ほど申しましたように、住民、それから議会、行政の三者が同じ目標を持って、その実現のためにしっかりと合意の後にやっていく方法しか、現状ではなかなか難しいんじゃないかというふうに思っております、そういう表現をさせていただきました。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 町長の力強くもあり、分かりやすい答弁、ありがとうございました。

次に、これが最後になります。

4月に、町長をはじめ関係者が町内危険箇所調査をされたと思います。

福代技監にお伺いします。

調査をされた際に、坂町の自然豊かなすばらしい面にも触れられたと思います。狭隘な道路の地域も回られたのではないのでしょうか。その対策について、そのとき感じられたことをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 福代技監。

○技監（福代智之君） 4月から坂町のほうに参りまして、先ほどの危険箇所の点検等でも町内のほうを回らせていただいたところでは。

2カ月ほどですので、町内の隅々まで確認できたかというところ、そこまでは至っておりませんが、議員のほうから御指摘いただいたように、町内の生活道路、特に古くからの既成の市街地の部分は非常に狭隘で、道路の両脇に住宅が密集するというような課題が大きいという状況は私の目でも確認させていただきましたし、過去のこの議会の場でも再三にわたって皆さんから問題提起されている状況でございますので、町にとっては非常に大きな課題だと認識しております。

ただ、狭隘な道路を抜本的に改善していくということになりますと、大きくは二つ課題があるのかなというふうには私自身は思っておりまして、町長の答弁のほうにもございましたけれども、一つは住民の権利意識も非常に高くなってきている昨今のような状況の中で、住民の方々、あるいは地域の方々の合意形成が、協力が得られるかというところが大きな課題かなというふうには思っておりまして、その部分については、坂地区のほうで先行的に始められたまちづくりの方針、これに基づいて進めている事業、計画等を参考にしながら、ほかの地区でもそういった合意形成に向けた、あるいは様々どの路線を強化していくのがいいのかといったところで、住民協、あるいはまちづくり協議会等の場で地域の方に議論、検討をいただくということも大事かなと思っております。

それから二つ目の課題は、町長のほうから先ほど話があったように、予算の確保、財源の確保の面でございます。国の予算の話も先ほど町長のほうからもありましたけれども、通常の補助メニューというか交付金メニューだと、全体の要望に対して3割にも満たないような配分というような状況になっておりまして、その中でも、国としても安全・安心の暮らしの実現みたいところは四本の柱の一つに据えておりますので、例えば生活道路の安全対策、それから通学路の安全対策といったメニューについては、少し重点的な配分が見込めるような状況もございますので、そういうことも意識しながら、必要な予算の要求について県なり国のほうなりと調整、協議を進めたい

と思っておりますので、よろしくお願ひできればと思います。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時40分とさせていただきます。

（休憩 午前11時26分）

（再開 午前11時40分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「公園遊具等の安全確保について」質問願ひます。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 「公園遊具等の安全確保について」。

公園などの遊具等で子供の事故が絶えません。特に木製遊具は老朽化しやすく、広島県では、今年、福山市鞆町の瀬戸内海国立公園仙酔島で、県設置の木製遊具の破損部分から4歳の男児が転落し、大けがをした。同県設置の木製遊具は大半が1980-90年代に使用が始まり、業界団体が目安とする10年の耐用年数を超える。維持管理のあり方が改めて問われています。

そこで、本町における公園遊具等の安全・維持管理について伺います。

1、現在、本町で行われている維持管理とその対応について。

2、老朽化しやすく耐用年数の短い木製遊具から、耐用年数の長い金属製などへの更新を進め、安心して遊べる公園遊具の安全確保を行ってはどうか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「公園遊具等の安全確保について」の件についてお答えをいたします。

本町では、現在、地区公園の横浜公園、県から港湾施設目的外使用許可をいただき整備いたしましたきらり・さかなぎさ公園、近隣公園の平成ヶ浜中央公園、都市緑地公園の小屋浦いこいの森、街区公園及びその他の公園32か所と児童遊園地5か所の計41か所の公園を設置し、管理をいたしております。

御質問一点目の、現在行っている維持管理とその対応についてでございますが、町

内各地区の街区公園等は、それぞれの地区住民福祉協議会にお願いをし、定期的な清掃、草刈り、遊具の点検等を行っていただいております。

また、設置者である本町では、各公園の剪定、施肥、草刈りなどの植栽管理とともに、毎月1回公園パトロールを実施をして、遊具の目視診断、触手診断、聴音診断により遊具の異常有無を確認をし、劣化や損傷等がある場合は、職員による修繕、または専門業者に修繕を依頼するなど、状況に応じて対応しているところでございます。

御質問二点目の、老朽化しやすく耐用年数の短い木製遊具から耐用年数の長い金属製などへの更新を進め、安心して遊べる公園遊具の安全確保を行ってはどうかについてでございますが、木製遊具の耐用年数は、議員御指摘のように、日本公園施設業協会が示しております遊具の安全に関する基準により10年とされております。

本町では、町内41か所の公園のうち17か所の公園に木製遊具を設置をいたしておりますが、木質系材料は乾燥による割れの発生やカビの発生、紫外線や風雨によって表面が徐々に劣化する性質があることから、定期的な修繕が劣化対策として有効であると認識をいたしております。

このため、公園パトロールを実施する際は、担当職員が木製遊具の損傷や劣化等を見逃すことなく的確に把握をし、修繕や部材の取りかえが必要な場合は、早急に対処して利用者の安全確保に努めるとともに、経年による損傷が激しく、修繕に多額の費用を要する場合は、修繕費用と更新費用との経済比較により差が少ない場合は、遊具の更新も含めて対応いたしているところでございます。

今後、遊具の更新を行う場合は、強い日差しでも熱くなりにくく、また、耐水性、耐久性にすぐれており、本町の公園におきましても設置実績があるポリエチレン製遊具等への更新を推進し、利用者の安心確保を図ってまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 本町には公園が多くありますが、横浜公園は昭和60年完成、その後、平成15年、全面改修されていますが、木製遊具等の耐用年数を超えています。これまで老朽化した破損部分を何度か修繕、維持されていますが、今後は撤去、新設し、遊具の安全性を保ったらいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

木製遊具の老朽化に伴う修繕についてでございますが、先ほどの町長の答弁にもございましたように、経費についてでございますが、修繕を必要とする部分はその木製遊具の大半を示すような場合におきましては、遊具の更新費用との差額を検証いたしまして、差が少ないようであれば、新規に木製遊具にかわる、現在、プラスチック系の遊具が主流でございますが、そういった耐久性の高い遊具への更新も考えてまいりたいと考えておりますが、修繕可能なものにつきましては、特に木製遊具につきましては、比較的修繕は部材の取りかえ等で容易でございますので、そういったことで対応可能なものは、経費のことも含めながら、それぞれ臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 先ほど、プラスチック製とおっしゃいましたが、ポリエチレン製遊具の設置実績があると聞いておりますが、このポリエチレン製遊具の耐用年数、それから木製に比べての価格の差はいかかなもののでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

このポリエチレン製遊具につきましては、先ほどの遊具の安全に関する基準の中に、比較的新しい素材の遊具でございますので、これについての耐用年数については基準はないようでございます。

費用につきましては、鉄製遊具に比べ若干このポリエチレン製遊具のほうが高価となっている状況でございますが、従来の木製コンビネーション遊具に比べれば安価であるという利点もございますので、状況に応じて対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 点検、パトロール等の実施回数が月1回とありますが、実施回数を増やして安全の確保を図ると、それと住民協等にとというのは地域の公園だろうと思いますが、点検をお願いしているようですが、どのような報告、それが何件ぐらい報告が現在までにありましたか。その辺はいかがでしょう。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

住民協への公園管理の委託につきましては、年に1回、各住民協のほうから報告を

いただいております。この報告をもとに、遊具等も含めまして、公園の維持、修繕に反映をさせていただいております。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 報告とか内容というのは分かりませんか。ブランコがどうなったとかいう件数とか、内容とか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

遊具の損傷状況等も含めまして、公園の植栽の樹木の伐採等の要望も承っておりますが、そういった公園施設関連全般にわたっての要望、また状況についての報告をいただいておりますが、件数については、申しわけございません、この場で資料を持っておりませんので、把握しておりませんのでお答えすることはできません。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） これが最後でございます。

木製遊具も木製ベンチというのがあるんですけども、これが腐りやすく、破損しやすいと。専門業者さんともいろいろ研究をされとると思いますが、素人考えですみませんけども、防腐剤とか防水剤とかいろんな処置という方法を対処されたらいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

議員さん御指摘のように、ベンチにつきましては、直接雨を受ける面積が非常に広うございまして、木製遊具の一番腐りやすい部分だろうと思います。先ほども申しましたように、修繕可能なものにつきましては修繕を実施し、また、修繕が困難なものにつきましては、別の素材のベンチ等の設置についても検討してまいりたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時からいたします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。



~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 11番大田直樹議員から「防災行政無線の戸別受信機の普及促進を」について質問願います。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 「防災行政無線の戸別受信機の普及促進を」の件について御質問いたします。

平成20年4月1日、坂町防災行政無線がデジタル方式に更新し、スタートしてから9年、全国的にも普及してまいりました。

その間にも全国的にいろいろな災害があり、防災について非常に関心が高くなり、坂町でも2カ所の避難所を整備することとなりました。

避難所も大事でございますが、その前に、非常時の情報を正確に早く知ることが避難する上で重要ではないでしょうか。

国のほうでも、総務省で防災行政無線等の戸別受信機の普及促進に関する研究会を、第1回が平成29年3月13日に、第2回が4月18日に開催されております。

自治体は、災害対策基本法で住民への災害情報の伝達が義務づけられておりますが、避難行動要支援者対策の中で戸別受信機の効果が高いと考えられるケースが多々あると述べられている構成員さんもいらっしゃいます。

戸別受信機の導入には費用がかなりかかり、なかなか進まないのが現状のようですが、広島県内では全戸に配布した自治体もあると聞き及んでおります。

広島県下でもいち早くに全国瞬時警報システム（J-ALERT）を導入し、運用してきた坂町ではございませんか。ぜひ、町民の負託に応える行政ならば、町民の皆さんが望んでいる室内でも聞ける町内放送の実現に向け、戸別受信装置の導入を検討願いたいですが、町長はいかがお考えになられておられるのかお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「防災行政無線の戸別受信機の普及促進を」の件についてお答えをいたします。

いつ、どこで起こるか分からない自然災害から町民の生命、身体、財産を守っていくためには、行政におけるハードとソフトが一体となった対策を講じることに加え、町民の方々自らがその判断に基づいて命を守る行動をとることが重要となります。

御質問の、戸別受信装置の導入を検討願いたいの件でございますが、町民の皆様方

に迅速に自然災害情報を伝達することが必要不可欠であるとの認識のもと、本町では主に防災行政無線を利用した情報伝達を行っており、また、平成27年度には、適切な避難勧告等の発令・伝達により町民の方々の円滑な避難を実現するため、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定し、災害情報の伝達手段について明記をいたしております。

マニュアルでは、防災行政無線のほかに登録制メールシステム、NHKデータ放送、広島県防災ウェブ、エリアメール等、複数の方法により情報提供を行い、被害を最小限に抑える取り組みを行っております。

議員御指摘のとおり、戸別受信機の購入には多額の費用が必要となり、さらにランニングコストを含め、町民の方々や町財政の負担も増大をいたします。

一方、国においては戸別受信機の普及促進を検討していることから、その動向を注視していきたいと考えております。

今後とも、町民の安全・安心な住みよいまちづくりのため、さらに努力をしてまいりる所存でございます。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） この件につきましては、以前にも質問させていただきました。それから後に、熊本、鳥取、そういうふうな広島県の土砂災害、いろいろございました。そういったことで、総務省もこういうふうに必要なんであろうということ、研究会があったと私は推測いたします。

答弁の中に、多額の費用とか財政が増大してくるとかいうふうな、昨日の補正の中で、一般会計52億9千万円余り、恐らく53億円ですね、大体あれですけど、53億円のうち、町民の方、なかなか議会だよりを読んでもいただけないようなことで、ちょっと坂町が一般会計何ぼで1年間をやっとるんだらうか、特別会計が何ぼだらうか、そういうふうなことを再確認の意味で、基金、貯金ですね、特別会計、それらも含めて、そして特別会計を除いた基金、それらが再確認の意味でお答え願いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） 基金の状況についてお答えいたします。

29年度末の見込みの基金の合計金額でございますけども、約47億円強を見込ん

でおります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） ちょっとこれは質問から除いてほしいんですけど、特別会計はいいですよ。下水道とかいうのは、下水がもうつくってから長いですから、何かあったりするときにそっちへも使う、基金、貯金ですから、ですから特別会計を除いた基金が、何ぼあるのかいうふうなのをお聞きしてもうたと思うんで、ちょっとこれは。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時09分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えします。

先ほど答弁させていただきました47億円余りの基金の額でございますが、これは特別会計を除いた基金の額でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 53億円で、それだけ貯金があって、この貯金を町長は何のために幾らまで、前、私が一般質問したときに、株式会社ではないんだから、極論を申し上げますいうてから御質問したときに、私はプラス1円でいいんだいうふうに言ったときに、町長は、それは大田議員の一人の考え方でしょうというふうな御答弁をいただいたと覚えております。

やっぱりこのお金は町民からいただいたお金をプールしておるわけです。それを、目的を何年まで何ぼ貯めて使うんだというふうなあれでなく、やはりそがいに貯めとるんなら、町民が知ったら、町民に還元せえやいうふうな答えが恐らく返ってくると思うんです。皆さんも一般質問いう形で町民の負託に応えてもらうためにいろんなことを出しております。やっぱりその一つ一つ、これはやっぱり重要だなというふうな

部分から優先順位がつくと思うんです。そういった中で、やはりそういったのを使ってやって、防災無線とかいうふうな、下水と一緒に、今、使っていない、これから生まれてくる子供もあれに浴するわけです。ですからそういったあれらで、それら基金を貯めとったりもよろしいんですけど、この防災も、今から一遍つくっておけば、恐らくそれからずっとメンテしながらでも使っていける代物だと思っております。

それで、答弁の中に、高価な、多額の費用が必要となってまいりますと。多額、ちょっと漠然としております。やはりこういう答弁を出すからには試算をして、1台が何ぼかかるんだというふうな計算のもとでこういう答弁が出ると思っていますので、その1台が幾らでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

現在、坂町で防災行政無線デジタル化を行い、放送させていただいておるところでございます。製造会社のほうに確認しましたところ、発注個数によるというふうな形ですけれども、大体3万5千円から3万円の間。たくさん発注すれば安くなるんですけれども、そこは急激には下がらないとは思いますが。坂町全体で約5,500世帯あります。ざっと3万円で計算いたしますと、1億6,500万円が初期投資にかかる試算となっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 1億6千万円、それは無料で配ってのあれ。たった1億6,500万円で、たったですよ。私個人にしたらものすごいあれですけど、町民がそれだけ安全・安心にの浴せるんだったら、町はそれを使ってやってもいいんじゃないかと。そして、うちは要らんよとか、聞こえるけんええよとかいうふうな方だったら、無料いうんでなくて、3万円かかるとして、1万円、必要な方は御負担とかいうふうな考え方もできるわけです。そしたら1億円ぐらいじゃないですか。そういうふうなあれで、初期投資だと思えば安いもんだと思いますが、そうは考えられませんか、町長。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） まず冒頭に、一言で町の借金でありますけど、これも一般会計が36億円、そしてまた特別会計、下水道会計等で47億円、都合83億円の、今現

在、借入れがあるわけです。こういう借入れにつきましても、交付税措置ができるものもありますが、先ほど来、申しておりますように、社会保障の情勢がだんだんだんだん厳しくなっております。恐らく交付税措置もだんだんだんだん薄くなっていくのだらうと思うんです。そうすると、将来的にわたって自己財源を捻出をして、今のサービスを維持していかなければならない時代が必ず私は来ると思います。それがゆえに、そういう財源を留保しておくことが大切であるし、それと同時に、坂町が坂町として、私は30年先も50年先も、あるいは100年先も坂町として生きていく町をつくるということを皆さんに申しておるわけでありまして、そういうことを背景にいたしますと、やはり、ある程度、留保、ストックしておく財源がないと大変なことになるだらうと。例えば個人のことを言うちゃ、大変失礼なことかも知れませんが、個人を考えましても、家庭を持っておりましても、やはり幾分か、できることなら、可能なことなら預貯金を持っておく、このことがやっぱり家庭、家族を守っていくことにもつながってくるということで、そういうことにも努力されておられる町民の方も少なくないというふうに思っております。やはり坂町も同じ考えだらうと思います、その集合体であるんで。そこらを考えたら、確かに46億円、47億円の財源を留保しておりますけれども、決してそれが高い財源とは思えないと思います。私はそう思っております。

それと同時に、本年もこの29年度の予算を組むに当たりましても、やはり若干不足をしまして、いわゆる貯金をすべき財源を取り崩して予算組みをしておるような状況も既に出てきておるわけでありまして、そこらもしっかり勘案をしながらやることが、健全な、賢明な町の経営につながってくるというふうに思っております。

それと同時に、もう一点、今の戸別受信機のことをございますけれども、確かに総務省で、今、いろいろとるる検討されておることは私も承知をいたしております。これまでも説明も受けております。やはりそこらの国のほうの財源の動向、それもしっかり踏まえて判断をしていかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。10年先、20年先に結論が出るような問題ではないというふうに思っております。

そういう観点から総合的に勘案をして、どうあるべきかを求めていきたいと同時に、今、議員さんがおっしゃるように、やはり自己負担というの、受益者負担ですね、これをやはり、ある程度、お願いをすることが、要するに戸別受信機を配布しても、

それを大切に、また有効に扱うことにもつながってくるんじゃないかということで、今の自己負担というのは非常にありがたく思っております。また、そういう時期が、近い将来、来る可能性も極めて高いわけでありますので、その折には受益者負担、自己負担も含めて、議員の皆さんの御理解と後押しをしていただければ、よりこの案件がスムーズに進むことになるんじゃないかというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 町長が、家庭でも同じだと。そうです。家庭でも一緒だと思います。家を造ろう思って貯金をする。だけど生活していく中で、家で言えば、生活必需品の中で車が壊れた。そしたら、やっぱりそれをちょっと取り崩してでも、頭金に入れて、月々の負担を安うにしようかいというふうな、家庭で言えば、考え方だと思います。そしたら、やはり、今、言った、たった1億円じゃないですか、皆さんに3分の1負担していただくとしたら。やっぱりそういうふうな、私がそんな質問したりすると、それは直樹ちゃん、そのぐらいやったらうちも欲しいよというふうなことがあって、私もこういうふうな質問に至るわけですよ。

町としても、そういうふうなアンケートを、取り組む姿勢がないから、アンケートもとらないということだと思っんですよ。総務省がこうやってやっとして、ここに町長が答弁したように、動向をではなくて、広島県の、ここへ書いとった、ある町いうてあれしとったですけど、世羅町あたりは7千戸、全戸無償で配布したと聞いております。そしたら、その分はちょうど一緒に、それも全部含めて国の予算も出たんかもしれないですけど、いま一度、ランニングコストを含め、町民の方々の増えたりとか、町財政を圧迫するとか、そこの部分がちょっとどういうふうな根拠をもとに増大するんでしょうか。今、流しておるの、初期投資してしまえば、後はそれを受けるだけ。そしたらほかにそれらでお金、後々、かかるんでしょうか。町長がそういうふうな後々のあれが町財政を圧迫するとかいうふうな答弁をなさってますけど、初期投資だけで、後はそうかかるもんじゃないんじゃないんかいうふうに、私、個人的には思っとるんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そういうことは決して申しておりません。今、総務省のほうでいろいろ検討されておられるんで、それも近い将来にはいろいろ財源も含めて結論が

出てくると思います。それをしっかり捉まえた上で、どうあるべきかということを見出していかなければならないし、また、そういう動向が、ある程度、煮詰まってきた折には、またその時点でそういう自己負担も含めたアンケート等もとることは可能であるというふうに思っておりますけども、現時点では、やみくもに皆さんに早々とアンケートをとることによって、いろいろな思いをまた提供するようなことになってはかえっていけないことになるんじゃないかというふうな思いを持っております。決してそれを設置しないというわけではないわけでありまして、そこはしっかり御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 今、町長は答弁なさったのをもう既にお忘れなのか、戸別受信機の購入には多額な費用が必要となり、さらにランニングコストを含め、町民の方々や町財政の負担も増大いたしますとお述べになったんですよ。初期投資は要りませんが、それから分が、どこの部分が増大するんでしょうかというふうに私はお聞きしたんです。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それは何年前だったですか。当時はそういう状況だったんです。今は、先ほども議員がおっしゃったように、総務省のほうでもそういうものを検討してきておるわけであって、その時点と今の時点では状況が違うわけです。もちろん戸別受信機の精度も上がってきておるというふうにも聞いております。そういう状況を勘案しながら、近い将来にわたってどうあるべきかということを皆さんと考えていきたい、もちろん財源も含めて、そういう思いであります。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 何年前のじゃなくて、先ほど答弁した中での町長の言葉を私は引用させていただいて質問させていただいたんです。そのところを、何年前というふうな答弁はおかしいんじゃないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） おかしい、おかしゅうないは別にしまして、そういうことでありまして、議員さんからそういう質問が来たので、それに対して将来的にはこうあるべきだということをきちっと正しく答弁をさせてもらったわけでありまして。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時26分）

（再開 午後 1時27分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 戸別受信機も機械でありますので、故障したときには、当然、それを直していかにかいけんわけです。そういうコストのことをランニングコストじゃろうというわけでありまして、それがかかってくる可能性があるわけであって、ないとは限らないわけであって、当然のことだろうと思うんです。それを町のほうで貸し出すということになると、町が全てやっつかいけん。そういう故障が起きたときには、受けた個人がメンテナンスをやっていただけるということになれば、これはまた話は別でございます。

○11番（大田直樹議員） 5問を過ぎるんですけど、これ、尻切れトンボになるんで、議長が、関連があるんなら、ひとつ許しましょうとかいうので、前は許していただいたことがあるんですけど、許していただけますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時28分）

（再開 午後 1時31分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克巳議員から「町民からの相談対応は万全か」について質問願います。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 「町民からの相談対応は万全か」の件について質問いたします。

今日の日本社会で生活していくにはストレスが多く、生活の中にはさまざまな困り事や心配事があります。地域、育児、子育て、家庭、介護などさまざまな問題があります。

心配事の中には最も身近な家族や御近所さんだからこそ相談しづらいことや、どこに相談に行けばよいかわからないと思っている町民の方々が多数存在すると思います。

また、相談とまではいかないのだけれど、ちょっと話を聞いてほしいということもあります。内容によっては直接役場に連絡することなく、地域の民生児童委員の方々に相談することもできます。

そのようなことから、坂町の相談対応状況をお聞きします。

- 1、どのような悩み相談が多くあるのか。
- 2、町民からの相談を専門家や医療機関などへの紹介状況は。

関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町民からの相談対応は万全か」の件についてお答えをいたします。

身近な町役場で相談から支援の実施まで一元的にサービスを提供するため、本町では地域、育児、子育て、家庭、介護等の生活に関する悩み事については民生課と保険健康課で、消費者トラブル等については産業建設課を窓口として、また、学業、生きがづくり等に関する悩み事については教育委員会で相談を受け付けております。

御質問一点目の、どのような悩み相談が多くあるのかについてでございますが、平成28年度の実績では、高齢者の生活支援や介護不安等の相談が一番多く、続いて、障害者の病状・情緒不安等の相談、ひとり親の経済支援等の相談となっております。

御質問二点目の、町民からの相談を専門家や医療機関などへの紹介状況はについてでございますが、近年の相談者の抱えている問題は複雑であり、また、課題も複数ある状況であるため、単に専門機関や医療機関等を紹介するだけでは解決が難しい状況となっております。

このため、個々の相談内容に応じて専門機関や医療機関と情報の共有、対応方針を協議し、連携して課題に応じた支援を実施しているところでございます。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 答弁ありがとうございます。

悩み相談は高齢者の生活支援や介護不安の相談が多いそうです。相談内容に応じて情報共有、連携して対応しているとの答弁をいただき、現在の状況がよく分かりまし

た。

そこで、先ほどの一般質問通告書にも書かせていただきましたが、相談とまではい
かないのだけれど、ちょっと話を聞いてほしいといった、そういう微妙な相談はどの
ように対応されていますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） よく民生課の窓口にそのような形で相談をされたりとか、
民生委員さんに対しての相談とかがあります。それは、お話をすることによって解決
する場合が多く、その場で聞いてほしいという形で、自分一人ではなかったというこ
とで安心されるという形が多いです。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 答弁ありがとうございます。

そういったちょっとしたことにも対応していただけるということをお聞きして安心
いたしました。

2問目の質問に入ります。

5月の広報を見ますと相談のページがありまして、心の健康相談とありますが、そ
の心の健康相談がどれぐらいの利用状況がありますか、教えてください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

心の健康相談は県と市町が共同で行っております。年間といたしましたら、かなり
の回数を行っております。町内だけではなく、町外でも実施をいたしておりまして、
例えば町内でもございましたら、保健センター等でも行っておりまして、御利用状況に
つきましては、やはり1回当たり二、三件御相談がある日もございますし、また、御
相談のないときもございます。ただ、御相談がないときにつきましては、保健師や民
生委員さん等、相談を受けて抱えておられる問題について、専門医の先生に御相談を
しているような状況がございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） よく分かりました。

続いて、5月の広報でもう一つ気になったのがありまして、相談ページで、弁護士
による無料相談とありますが、これがまた年に何回実施してどんな状況か、利用状況

を教えてください。

○議長（川本英輔議員） 藤本総務課長。

○総務課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

広報に掲載しておりましたのは、弁護士による無料法律相談でありまして、坂町役場のほうが主催で年に6回実施して、社会福祉協議会のほうで6回と。だから毎月あるような形になっております。

ちなみに坂町での利用状況でございますが、昨年、6回で21件の法律相談が寄せられました。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 答弁ありがとうございます。ほぼ毎月やられているということで、すごくかなり精力的にやられていると思いました。

今度は民生児童委員の件で質問させていただきます。

民生児童委員から行政への相談なんですけど、件数はどれぐらいありましたでしょうか。それで、内容はどんな悩みが多くありましたでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えします。

民生児童委員さんの活動の一つに、定期的なひとり暮らし高齢者も見守りや、障害者の登下校の見守り等がございます。そのため、民生委員さんが、日頃、その見守りの中で感じたことであつたりとか、高齢者からの悩みに関して役場に相談がある場合がございます。ただ、申しわけないんですが、ちょっと件数的にはどれぐらいかと言われると難しいんですが、年間にして10件ちょっとだと思います。

その中で、個人的なものに関しまして、緊急な必要があるものに関しましては、担当課の職員がその方のところに出向いて、早急な対応をしている状況です。

また、民生委員さんの見守り活動についてどのようにしたらいいかという相談に関しましては、担当課と一緒に合わせてどのように見守りにするかという話を、民生委員協議会の中で一緒に話をして決めている状況でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 答弁ありがとうございました。最後の質問とさせていただきます。

相談に来られる方が役場にも来られると思うんですが、役場玄関入り口のところに、今現在は、1階は民生課、保険課とか、各階に各課しか表示がない状態でございます。これを、どこへ相談に行ったらいいとか、そういった表示をしたらいいんじゃないかなとか自分が思うんですが、ホームページのほうは、こんなときは、結婚、出産、妊娠、学校、退職者、引っ越し、住まいと、すごく分かりやすく表示がしてあります。坂町のホームページのように、役場入り口にでもそういった表示をつけたら、受付の方とか、近くの職員の方に聞いたらいいんじゃないかという意見もあると思いますが、そういうことでしたら、職員の方の仕事の容量が増えたりとかしますでしょうし、そういった看板をつけたらいいんじゃないかと思うんですが、そういう部分についてはどう思われますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃっていただいたように、担当職員が窓口におりますので、そういった職員にお聞きいただければ、もっと突っ込んだところも話もさせていただけると思うんです。やはり看板ということになりましたら、かなりスペースの問題とか経費等もあろうかと思っておりますので、そのところはちょっと勉強させていただいて、研究だけはさせていただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「告別式・葬儀の放送に通夜の時間も案内しては」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「告別式・葬儀の放送に通夜の時間も案内しては」の件で質問いたします。

住民サービス事業の一つとして告別式・葬儀の案内を放送しているが、先日、住民福祉協議会での会合中、数人の住民から、告別式・葬儀のお知らせ時間が、現在、18時40分に放送しておりますが、もう少し早い時間に変更したほうがいいのかという意見がありました。

理由は、この放送を聞いたときには、ほとんどが通夜が始まっている時間帯であり、もっと早く分かれば、故人の通夜もしくは葬儀に参列を検討していた人は、翌日の葬儀に参加するしかなく、もし予定が入っていたら、参列できないということもあります。

そこで、住民サービスの向上という観点からの提案ですが、17時ごろ、通夜の時間も放送するよう見直しすれば、通夜か葬儀のどちらかに参列可能となり、住民同士のつながりを大切に思う世代が、せめて最後のお別れくらいはどの切実な思いも実現いたします。

また、最近、町外で実施する葬儀も多くなり、テレフォンサービスとの兼ね合いも考え、時代の流れに沿った柔軟な対応をしてほしいと思いますが、町当局の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「告別式・葬儀の放送に通夜の時間も案内しては」の件についてお答えをいたします。

本町では、住民サービスの観点から、午後6時40分に防災行政無線による告別式・葬儀の放送を行い、また、午後5時以降、テレフォンサービス機能による告別式・葬儀のお知らせを行っているところでございます。

御提案の、17時ごろに通夜の時間も放送するよう見直しではでございますが、放送時刻につきましては、お勤めの方の帰宅時間などを考慮して現在の時刻に放送をいたしており、この時間帯での放送が町民の方々に広く定着をしていると認識をいたしております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 非常にシンプルな答弁でわかりやすいんですが、これ、一般質問というのは、こういった公の場で、議員としては一応文章で通告して答弁をもらえるという権利があります。それに対して、御存じのように、それに答弁する義務が発生します。

なぜこういったことを言うかといいますと、要は、今回の質問に対して放送時刻の件しか答弁されてない。最終的には町長が答弁されたんですから、通夜という言葉が無視されとるような形の答弁になっとるから、何でかなと。

先日、研修に行ったときに勉強したら、そういった一般質問に対して、長期総合計画とか、その下にあるいろいろな計画、そういうときには行政側はちゃんと答弁するんじゃないかと。しかし、こういった住民サービスに関しては、やっぱりちょっとそういう

のは適当にやって、通夜、うん、ええよ、ええよ、そんな感じでいう返事になったんかのとちょっと気になるんじゃないけど、何でここの通夜に関する答弁、それは宗教的なもんがあるんよとでも何でもええんじゃないけど、一応、それもこれで難しいんだという答弁をしてほしかったんじゃないけど、その辺の背景、理由がようわからんから、議会だよりにどうやって載せりゃええんかいうのもようわからん。答弁と食い違う、質問と。その辺を、町長、どういうふうに判断されたんですか、今回の分。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 1 ページ目のところでございますけれども、御提案の17時に通夜の時間も放送するよう見直してはでございますが、放送時刻につきましては、お勤めの方の帰宅時間などを考慮して現在の時刻に放送をしており、この時間帯での放送が町民の方々に広く定着していると認識をしておりますというところで、通夜についても答弁をしたつもりでございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） いや、そういうふうにはとれません。通夜は別の問題。質問の仕方が悪い言われりゃ、それもあるかもわからんけど、やっぱり通夜を追加したほうがいいんじゃないんかね、ちょっと早くしてというのが、この18時40分から前にする場合は、そういう提案になるんで、だからそういうあれで全く触れとらんから、ちょっと失礼な話ですよ、そういう意味では。

ほいじゃあ、一応、ちょっとそれはこれで賄うんだらうというのは、ある程度、分かったんじゃないけど、その件をいつまでも言ってもあれじゃけえ、要は見直さないということですね。答弁としては認識しとるんじゃないから、見直しする必要はないというのを、もう一回、はっきり聞きます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今の仕組みでは見直すことができないと思いますけども、ただ、やはり若い世代の方の要望もいろいろ聞かなければなりませんし、また、今はそういう伝達方法、いろいろな方法もございます。現に学校教育、あるいは保育所等でもいろいろな方法をとっておりますので、またその辺もしっかり検討していきたいというふうには思っております。

ただ、結論がどうなるかはまだわかりませんが、検討の余地はあるというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 6時40分というのは、御存じのように、ほとんど通夜が始まるとということで、町民の大多数の世代は、恐らくどんどん違ってきておる。違ってきておるというのは、家族葬があったり、放送はいいよというのも随分出てきておりますから、今、時間をさっと変えたとしても、やっぱり10年ぐらいたらまた変わってくるかもわからん。ただ、この時点で、一度作った分だから、定着しとる言われりゃ、確かにみんなあれじゃけど、何らかで周知すれば、そんなものはすぐ定着してくると思うんだけどね、こういうものは。ほいじゃから、本当に必要な時間帯にいうの、もう10年ぐらいかもわからんし、もちろん、さっき大田副議長からありました、そういった制度になる可能性もあるし、今、やっとなることで最大に、そんなに金のかかることじゃないんですから、やっぱりちょっと前向きに検討したほうがいいような気がするんですが、もう一回、いかがですか、そういう観点から。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 少し、今、申しあげましたけども、放送媒体を使う場合と、そうでない媒体を使う場合もあろうかと思えますんで、やはりいろいろな面で相違がございますんで、そこらの皆さんの御意見も拝聴しながら、もし可能であれば、見直すということも検討してみたいというふうに思っておるところであります。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） じゃあ検討してみるという答弁もらったんで、ちょっともう一点、最後に質問させていただきます。

先ほどちょっと言った家族葬、それとか放送はいいよという家庭が、最近、随分増えと思うんですけど、例えば28年度くらいで、何件に対してどれぐらいの件数、パーセントでもいいんですが、その辺が家族葬とか、もう放送は要らないよというふうに推移してきたのか、ちょっと情報があればお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 西谷環境防災課長。

○環境防災課長（西谷伸治君） お答えいたします。

古くからのちょっとデータはないんですけども、平成28年1月1日から平成28年12月31日までをちょっと調べたところ、150件の死亡に対して68件の放送の依頼がありました。率にしたら45.3%です。さらに、平成29年1月1日から5月中旬までを見たところ、60件の死亡に対して26件の放送依頼がございま

た。これが率にして43.3%となっております。担当課長としてそういった文書が回るんですけども、徐々に少なくなっている印象と受けております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 発議第1号「総合計画調査特別委員会の設置について」を議題にします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 総合計画調査特別委員会の設置について。

発議第1号「総合計画調査特別委員会の設置について」説明いたします。

本特別委員会は、坂町議会委員会条例第5条の規定に基づき、社会経済情勢等により、新たに生じる行政課題に適切に対応するために、平成29年度議員研修及び市町村議会との議員交流会を実施することを目的として設置するものです。

なお、委員の定数は12人といたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 本案の提出者は議員全員です。

質疑、討論を省略し、直ちに発議第1号を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま設置された総合計画調査特別委員会の委員定数は12人です。坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、全議員12人を委員に指名します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

全議員12人を委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時56分）

（再開 午後 1時56分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に中川ゆかり議員、副委員長に瀧野純敏議員が選任されました。よろしくお願いたします。

先ほど、総合計画調査特別委員会から、坂町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、「閉会中の継続調査について」を追加日程第1として議題といたします。お諮りします。

委員長から申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第3 発議第2号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書について」を議題にします。

事務局長に意見書を朗読させます。

西谷局長。

○議会事務局長（西谷信樹君） 意見書を朗読いたします。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書。

厚生労働省は、看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについてや、医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため、医療分野の雇用の質の向上のための取り組みについての中で、医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきた。

また、改正医療法の規定では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めている。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は、依然深刻な人手不足となっている。そのため、労働環境も厳しくなっており、安全・安心の医療・介護を実現するためにも、とりわけ医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交代制労働における労働環境の改善や増員が喫緊の課題となっている。

今後、ますます切実な課題となる地域医療の充実に向けては、必要な病床機能を確保した上で、労働者の勤務環境を改善していくことが求められている。

国においては、看護師など医療従事者の増員計画を作成し、確保を進めていく必要がある。あわせて介護従事者の確保・定着などを促進し、住民本位の地域包括ケアの実現を図ることが切実に求められている。

については、安全・安心の医療・介護を実現するために、医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交代制労働の改善と大幅増員を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望するものである。

1、医師、看護師、医療技術職、介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。

(1) 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

(2) 夜勤交代制労働者の労働時間を短縮すること。

(3) 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。

2、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、医療技術職、介護職を増員すること。

3、患者、利用者の負担軽減を図ること。

4、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年6月5日。

広島県坂町議会。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、広島県知事宛て。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 本件についての提案理由の説明を求めます。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 発議第2号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書について」御説明いたします。

現在、医療や介護の現場は慢性的な人手不足のため、働き続けることが困難な状況となっており、厚生労働省による実態改善に向けた措置がなされているものの、依然として長時間、夜勤など、労働者の健康及び患者、利用者の安全、尊厳が脅かされています。労働時間規制を含めた実効ある対策は猶予できない緊急の課題でもありますので、本意見書を提出いたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） この発議の提出者は議員11名です。

質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 発議第2号「安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める意見書」を提出することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

発議第2号は提出することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

よって、坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成29年第4回坂町議会定例会が閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

なお、皆様方より賜りました御意見につきましては、これを今後十分に検討いたしまして、これからの町政の執行に反映をさせてまいる所存でございます。

特に、先ほどの一般質問、戸別受信機の質問がございましたけども、国の動向、あるいは維持管理の問題、さらには個人負担等々につきましても十分に検討し、そしてまた、多くの町民の方々にも広く投げかけて、御意見をいただく機会も、多分、近々、あるようなこともあろうかと思っておりますので、そういう機会も通じて、総合的に皆さんの思いを受けとめながら、これからこのことについてもしっかりと検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

これから梅雨が近づき、蒸し暑い日が続きますが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、平成29年第4回坂町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでございました。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午後2時05分）